

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013門第52号
事故等種類	浸水
発生日時	平成25年1月17日 22時30分ごろ
発生場所	長崎県対馬市 ^{いづはら} 厳原港内 厳原港外防波堤灯台から真方位325°550m付近 (概位 北緯34°12.0′ 東経129°17.3′)
事故等調査の経過	平成25年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八朝吉丸、18トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-10259（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	主機、逆転減速機、安定器、充電器、充電用発電機等が濡損
事故等の経過	<p>本船は、船長及び船舶所有者ほか1人が乗り組み、平成25年1月17日早朝に厳原港へ入港して岸壁に係留し、イカの水揚げを行ったのち、3人は本船内で仮眠をとった。</p> <p>船長は、テレビの天気予報で翌18日に天気が悪くなる模様であったため、夕方に出漁しないことを決め、17日12時00分ごろ乗組員2人と共に街に出て本船を無人としたが、本船を離船する際、機関室のビルジ量等を点検せず、また、主機冷却海水、雑用ポンプ等の船底弁を閉鎖していなかった。</p> <p>最初に帰船した船舶所有者は、22時30分ごろ、機関室に浸水して浸水面が床上まで達していることを認め、近くで係留中の僚船に浸水を知らせ、船長には携帯電話で浸水を知らせた。</p> <p>帰船した船長は、前日に補修した雑用ポンプからの浸水と思い、機関室に入って同ポンプの船底弁を閉めたところ、浸水は止まった。</p> <p>僚船の乗組員は、水中ポンプ3台を持ち込んで排水作業に当たり、18日00時00分ごろ機関室内の排水を終えた。</p>
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約3.0m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	<p>船長は、本事故前日、雑用ポンプのポンプケーシング入口側のフランジR部に亀裂が生じて漏水していることを認め、パテ補修を行ったが、本事故後、パテ補修箇所の亀裂が拡大し、漏水量が多くなっていることを確認した。</p> <p>雑用ポンプは、約5年前に新替えしたものであり、ポンプケーシ</p>

	<p>グ入口側のフランジは、本事故後、R部に腐食が確認された。</p> <p>機関室には、ビルジポンプ2台が設置され、ビルジ量をセンサーで検出して自動排出されるようになっていたが、本事故後、センサーが油で汚れてビルジ量を検出できないことを確認した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、厳原港の岸壁に係留中、雑用ポンプのポンプケーシング入口側のフランジR部に亀裂が生じたことから、亀裂箇所から機関室に浸水したものと考えられる。</p> <p>雑用ポンプのポンプケーシング入口側のフランジR部は、腐食を生じていたことなどから、経年劣化によって亀裂を生じた可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、厳原港の岸壁に係留中、雑用ポンプのポンプケーシング入口側のフランジR部に亀裂を生じたため、亀裂箇所から機関室に浸水したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関室内のビルジ量は、船内を無人とする際には必ず点検すること。 ・ 船内を無人とする際には、船底弁を閉めること。 ・ 海水管等のパテ補修箇所は、補修後、修理状況などを十分に確認すること。 ・ ビルジポンプは、自動発停機能を含めて定期的に点検整備すること。